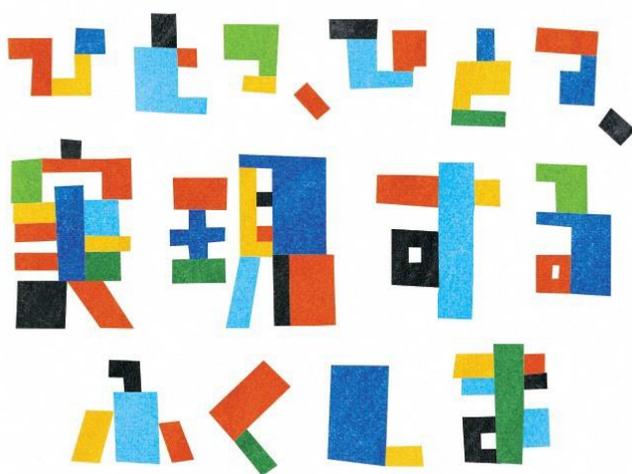


ワクチン・検査パッケージ について 福島県「来て。」割

Ver.2.0 : 2022年12月22日



福島県「来て。」割における接種済証明書等の確認について

政府の方針に則り、「福島県「来て。」割」をご利用の際は、現住所を確認できる身分証明書とともに、原則として、下記いずれかの提示が必要です。

- 「**新型コロナワクチンの接種済を証明する書類等**」
- 「**PCR検査等の陰性の検査結果通知書等**」

＜ワクチン接種済を証明する書類＞

ワクチン接種済証明書とは...

- 新型コロナウイルスワクチン予防接種済証
 - 新型コロナウイルスワクチン接種記録書
 - 新型コロナウイルスワクチン接種証明書
- が該当します。

(見本) 予防接種済証

接種済		注射した接種できない場合		新型コロナウイルスワクチン 予防接種済証 (国準) Certificate of Vaccination for COVID-19	
※ 種別 2 ワクチン接種 1 回目	※ 種別 1 予防のみ 1 回目	※ 種別 2 ワクチン接種 2 回目	※ 種別 1 予防のみ 2 回目	接種年月日	メーカー/社名 (シール貼付)
健康保険番号 000000 123456	健康保険番号 000000 123456	健康保険番号 000000 123456	健康保険番号 000000 123456	2021年	メーカー/社名 (シール貼付)
※ 番号 2100045662	※ 番号 2100045662	※ 番号 2100045662	※ 番号 2100045662	月 日	
氏名 佐藤 次郎	氏名 佐藤 次郎	氏名 佐藤 次郎	氏名 佐藤 次郎	接種場所	
211234562100045662	111234562100045662	221234562100045662	121234562100045662	氏名 佐藤 次郎	
<p>接種を受ける方へ</p> <ul style="list-style-type: none"> ●シールは剥がさず、台紙ごと接種場所へお持ちください。 ●右側の予防接種済証は接種が終わった後も大切に保管してください。 					

＜接種済証明書の条件＞

- **3回目**の接種日が確認できるもの
- ※ 数日間に渡る旅行や宿泊の場合は、旅行および宿泊の初日基準となります。
- 本人であること (身分証明書等で確認)
- **3回分のワクチンシール**が貼られていること (予防接種済証または接種記録書の場合)

* 福島県在住の方又は12歳未満の方が福島県内の宿泊施設に宿泊する場合、及び福島県内を主目的地とする日帰り旅行をする場合のみ2回目接種 (14日以上経過) で適用可とします。

※12歳未満の方が、

- ①同居の監護者と同伴する場合
 - ②修学旅行など「学校等の活動」の場合
- は、接種歴又は検査結果確認は不要です。

＜PCR検査等の陰性の検査結果通知書等＞

PCR検査または抗原定量検査、または抗原定性検査における陰性証明 (検査結果通知書) が必要です。

【注意】 **検査費用は自己負担**となります。
(健康上の理由等でワクチン接種を受けられない方は無料で検査を受けられます)

【注意】 **PCR検査および抗原定量検査の有効期間は3日間** (検体採取日+3日)、**抗原定性検査の有効期間は1日間** (検査日+1日) です。

＜陰性証明書の条件＞

- ①受検者氏名、②検査結果、③検査方法、④検査所名、⑤検体採取日、⑥検査管理者氏名、⑦有効期限が明記されていること
- **旅行開始日において、有効期限が過ぎていないもの**
- 本人であること (身分証明書等で確認)
- ※市販の検査薬の結果では上記が明記されていないものが多く、県としては**国・県が認めた検査機関の証明書のみ有効**としています。

こんな場合は？

- (Q) 11月1日にPCR検査か抗原定量検査を受けた場合、いつまで本事業が利用できますか？
- (A) 11月4日 (検体採取日+3日) まで本事業の利用が可能です。
- (Q) 11月1日に抗原定性検査を受けた場合、いつまで本事業が利用できますか？
- (A) 11月2日 (検査日+1日) のみ本事業の利用が可能です。

検査はどこで受けられますか？

福島県ホームページにて無料検査場をご確認頂けます。

★福島県内無料検査場★

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01010a/v-kpackage3.html>

※福島県内では福島県民以外の方は受検できません。
無料検査の実施場所はお住まいの道県HPをご確認ください。

福島県「来て。」割における接種済証明書等の確認について

その① 福島県「来て。」割ご利用時には、下記いずれか該当していることが条件となります。

●**ワクチン接種済**

※3回目の接種日が確認できるもの

※福島県在住の方又は12歳未満の方が福島県内の宿泊施設に宿泊する場合、及び福島県内を主目的地とする日帰り旅行をする場合のみ2回目接種(14日以上経過)で適用可とします。

●**旅行開始日または宿泊開始日において 有効期間内の陰性の検査結果通知書等を持っていること**

※PCR検査および抗原定量検査の有効期間は3日間(検体採取日+3日)

※抗原定性検査の有効期間は1日間(検査日+1日)

ご予約の際は、確認書類としてどちらをご利用になるか、旅行会社または宿泊施設にお申し出ください。

その② 陰性証明(検査結果通知書)を利用する場合は、**PCR検査、または抗原定量検査、または抗原定性検査が対象**となります。

その③ チェックイン時に、旅行者全員の身分証明書とともに、**新型コロナワクチン接種済証明書、またはPCR検査等の検査結果通知書のいずれか**を提示していただくことが必要となります。

旅行会社の対面販売でワクチン接種済証明書を使用する場合のみ、旅行会社での事前確認が基本となります。

※12歳未満のお子様は一定条件を満たした場合、新型コロナワクチン接種済証明書やPCR検査などの検査結果通知書の提示が不要な場合がございます。

よくある質問Q3をご覧ください。

その④ 確認書類の持参忘れ等により、当日までに接種済証明書または検査結果通知書を確認できない場合でも、**後日の提示は認められません。**
その場合、**本事業をご利用になることはできません**のでご注意ください。

その⑤ 予防接種済証等をスマートフォンで撮影した画像等の提示も可能です。

当日持参を忘れないように、

●**事前に画像を撮影し、携帯電話に保存する**

●**事前に写し(コピー)を取りお財布等に保管する** など準備しましょう。

その⑥ **持参忘れ等により、本事業が利用できず、ご予約の取り消しをされる場合、所定の取消料が発生します**ので、ご注意ください。

「新しい旅のエチケット」をチェックしましょう！

<https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/001490193.pdf>

福島県「来て。」割における接種済証明書等の確認について

福島県「来て。」割ご利用時には
新型コロナウイルスの接種証明書等の確認が必要になります。

ワクチン接種済を
証明する書類等

または

PCR検査等の陰性の
検査結果通知書等

※原本ではなく、スマートフォン等で撮影した画像や、写し(コピー)の提示でも構いません。



現住所を確認できる身分証明書 (原本)

1. 公的機関が発行し宿泊者本人の氏名、住所の記載があるもの
2. 公共料金の支払い明細で、宿泊者本人の氏名、住所の記載があるもの
3. 宿泊者本人あての郵便物で、氏名、住所の記載があるもの
※2,3においては、3か月以内のものとする

いつ提示が必要ですか？

宿泊施設に予約した場合

チェックインの際、フロントで係員にご提示ください。

※ご予約の際に、ワクチン接種済証明書か陰性証明書のどちらを利用されるかお伝えください。

旅行会社に予約した場合

チェックインの際、フロントで係員にご提示ください。

※旅行会社の対面販売でワクチン接種済証明書を使用する場合のみ、旅行会社での事前確認が基本となります。

※ご予約の際は、身分証明書をご提示いただき、ワクチン接種済証明書か陰性証明書のどちらを利用されるかお伝えください。

OTA（宿泊予約サイト）で予約した場合

チェックインの際、フロントで係員にご提示ください。

ご注意ください！

上記書類を提示できない場合、本事業をご利用になることができません。
宿泊後の提示は認められませんのでお気をつけください。

よくある質問

Q1：宿泊当日、接種済を証明する書類等を忘れて提示できない場合、どうなりますか？

A1：当日忘れるなど、接種済を証明する書類等を提示できない場合は、割引を受けられません。また特典クーポンももらえません。後日提示するなどの対応もできません。割引前の料金にてお支払いいただく必要があります。撮影した画像の提示も認められますので、あらかじめスマートフォンなどで写真を保存しておくことをおすすめします。

Q2：接種済を証明する書類等自体が身分証明書になりますか？

A2：2021年12月までは、県民割プラスでは身分証明書の代わりとして認めていましたが、このワクチン・検査パッケージでは、本人確認の身分証は別途提示が必要です。接種済証明書等は身分証の代わりになりません。本事業を利用する旅行者全員の、本人確認の身分証と、接種済を証明する書類等の2種類の提示が必須です。

Q3：身分証明書や接種済を証明する書類等の提示は子供も必要ですか？

A3：はい。本事業利用の旅行者全員の、身分証明書と接種済を証明する書類等の提示が必須です。

身分証明書：現住所の確認できる書類が必要です。

※接種済を証明する書類等とは別に、提示が必要です。

接種済を証明する書類等：12歳未満のお子様の場合、同居する監護者（親等）が同行する場合は、提示は必要ありません（検査は不要です）。同居する監護者の同行が無い場合は、ワクチン2回接種又は有効期間内の陰性の検査結果通知書検査陰性証明が必要になります。

※ただし、自粛要請の対象となる場合（地域観光事業支援ではレベル2以下での適用となるため、まん延防止重点措置区域に係る県またぎ移動が該当）にあたっては、6歳以上12歳未満は検査が必要になります。

Q4：グループの旅行でひとりが接種済を証明する書類等を提示できない場合は？

A4：提示できない旅行者については、割引はできず、特典クーポンもお渡しできません。そのほかの提示できる方は、そのまま本事業の利用ができます。

Q5：修学旅行など学校の行事でも、接種済を証明する書類等は必要ですか？

A5：学校等の活動に係るツアーや宿泊について（修学旅行など）についてはワクチン接種済を証明する書類等の提示を必須とせず、本事業を利用いただくことが可能です。

※全員の本人確認と住所確認のため、身分証明書の提示は必要です。

（学校長の提出する書面をもって身分証明証とみなすことは可能です。）

※大学等の部活動・課外活動における感染リスクの高い活動へのワクチン・検査パッケージ制度の適用等について、文部科学省において別に定めます。

学校等とは、幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校並びに専修学校及び各種学校をいいます。

【見本】新型コロナウイルスワクチン接種済証明書とは？

＜予防接種済証の場合＞

接種券			予診のみ			新型コロナウイルス Certificate of Vaccination	
券種	2	ワクチン接種	1	回目		1回目	
請求先	〇〇県〇〇市		123456	請求先	〇〇県〇〇市		123456
券番号	1234567890			券番号	1234567890		
氏名	厚生 太郎			氏名	厚生 太郎		
 OCRライン (18桁)			 OCRライン (18桁)			接種年月日	2021年
 OCRライン (18桁)			 OCRライン (18桁)			接種場所	
接種を受ける方へ ●シールは剥がさずに、台紙ごと接種場所へお持ちください。 ●右側の予防接種済証は接種が終わった後も大切に保管してください。						2回目	
						接種年月日	2021年
						接種場所	
						氏名	厚生 太郎
						住所	〇〇県〇〇市〇〇 999
						生年月日	〇〇年 〇〇月 〇〇日 生
						〇〇県〇〇市長 日本 一部	

3回分シールが貼られているか確認。

(福島県在住の方で2回接種の場合)2回目以降14日経過しているか確認。

現住所を確認できる身分証明書により本人のものか確認。

＜接種記録書の場合＞

新型コロナウイルスワクチン接種記録書
Record of Vaccination for COVID-19

1回目		2回目	
接種年月日		接種年月日	
2021年		2021年	
月 日		月 日	
接種会場		接種会場	

氏名 : _____

住所 : _____

生年月日: _____年 _____月 _____日

新型コロナウイルスワクチンの接種を受けた医療従事者等の方へ

- 上記の接種記録書は、2回目の接種でもシールを貼付しますので、2回目の接種にもご持参ください。接種記録書は、接種の記録となりますので、大切に保管してください。
- 市町村が発行する接種済証が必要な場合は、住民票がある市町村にお問い合わせください。(発行まで時間を要する場合があります。)
- 後日、市町村から郵送される接種券は、使用しないでください。
- 2回目の接種時に、「接種券付き予診票」と「接種記録書」をご持参ください。

新型コロナウイルスワクチンに関する相談先

- ワクチン接種後に、健康に異常があるとき
⇒ ワクチンの接種を受けた医療機関・かかりつけ医・市町村の相談窓口
- 予防接種による健康被害についての補償(救済)に関する相談
⇒ 市町村の予防接種担当部門

新型コロナウイルスの詳しい情報については、厚生労働省ホームページをご覧ください。右のQRコードからアクセスできます。



3回分シールが貼られているか確認。

(福島県在住の方又は12歳未満の方で2回接種の場合)2回目以降14日経過しているか確認。

現住所を確認できる身分証明書により本人のものか確認。

【見本】新型コロナウイルスワクチン接種済証明書とは？

<接種証明書の場合>

新型コロナウイルス感染症 予防接種証明書 Vaccination Certificate of COVID-19	
姓(旧姓)(別姓) 名(別名) [Surname(Former surname)(Alternative surname) Given name(Alternative given name)]	
生年月日 [Date of Birth](YYYY-MM-DD)	
国籍・地域 [Nationality/Region]	
旅券番号[Passport Number]	
<u>1回目接種[First Dose]</u>	<u>2回目接種[Second Dose]</u>
ワクチンの種類 [Vaccine Type]	ワクチンの種類 [Vaccine Type]
メーカー [Manufacturer]	メーカー [Manufacturer]
製品名 [Product Name]	製品名 [Product Name]
製造番号 [Lot Number]	製造番号 [Lot Number]
接種年月日 [Vaccination Date](YYYY-MM-DD)	接種年月日 [Vaccination Date](YYYY-MM-DD)
接種国 [Country of Vaccination]	接種国 [Country of Vaccination]
証明書発行者[Certificate Issuance Authority]	
日本国厚生労働大臣 [Minister of Health, Labour and Welfare, Government of Japan]	
証明書ID [Certificate Identifier]	証明書発行年月日 [Issue Date](YYYY-MM-DD)

現住所を確認できる
身分証明書により本人
のものか確認。

3回接種しているか、福島
県在住の方で2回接種の
場合は2回目以降14日以上経過しているか確認。

【見本】PCR検査等の陰性証明（検査結果通知書）とは？

＜検査結果通知書の様式例＞

検査結果通知書	
<ul style="list-style-type: none">この検査結果は、「ワクチン・検査パッケージ制度」等においてのみ有効です。利用の際に、身分証明書とともに提示してください。新型コロナウイルス感染者の患者であるかどうかの診断には用いることができません。	
陽性の方は、速やかに医療機関を受診してください。	
<input type="checkbox"/> 受検者氏名	〇〇 〇〇 (フリガナ 〇〇 〇〇)
<input type="checkbox"/> 検体採取日 ^{※1}	2021年〇月〇日
<input type="checkbox"/> 検査結果	陰性 ・ 陽性 ・ 判定不能
<input type="checkbox"/> 有効期限 ^{※2}	2021年〇月〇日
<input type="checkbox"/> 検査方法	PCR検査等 ・ 抗原定量検査 ・ 抗原定性検査
<input type="checkbox"/> 検体	唾液 ・ 鼻腔ぬぐい液 ・ 鼻咽頭ぬぐい液
<input type="checkbox"/> 使用した検査試薬又は検査キット名	〇〇 〇〇
<small>※1 検査日のみがわかる場合は検査日を記入。抗原定性検査の場合は検査日。 ※2 有効期限：PCR検査等は採取日+3日、抗原定性検査は検査日+1日</small>	
<input type="checkbox"/> 事業所名（又は検査所名）	〇〇 〇〇
<input type="checkbox"/> 検査管理者氏名	〇〇 〇〇
【陽性の場合】	
<input type="checkbox"/>	医療機関を受診してください。
<input checked="" type="checkbox"/>	〇〇 受診・相談センターに電話し受診先について相談してください 電話番号 〇3-xxxxxx-xxxxxx

現住所を確認できる身分証明書により本人のものか確認。

陰性であることを確認。

有効期限内であることを確認。

いずれかの検査であることを確認。

改訂履歴

改版	発行日	改訂履歴
第1.0版	2022年9月20日	初版発行
第1.1版	2022年10月7日	P2,3 福島県内在住者の接種条件修正
第1.2版	2022年11月4日	P6,7 ワクチン接種条件修正
第2.0版	2022年12月22日	P4,5 ワクチン接種証明書確認方法の追加。P6 12歳未満のワクチン接種証明書特例の追加。